



第5回 報道と人権 SNSと人権

人権擁護委員会副委員長 大西 啓文 (60 期)

1 SNS 上の誹謗中傷問題

2020年5月、プロレスラーの木村花氏が亡くなった。同氏はテレビの番組内での自身の振る舞いについて SNS 上での激しい誹謗中傷を受けていた。

社会的な注目を集めたこの事件を契機に、2021年4月、インターネット上で誹謗中傷の投稿をした者を迅速に特定するための新たな裁判手続の創設、発信者情報の開示対象拡大を柱とするプロバイダ責任制限法の改正が行われた（改正の経緯等については、本誌2021年7・8月合併号特集を参照されたい*1）。

また、2021年9月には、SNS 上での誹謗中傷を念頭に、侮辱罪の法定刑を重罰化（懲役刑の導入）する内容の改正が、法制審議会に諮問された。

スマートフォンの普及と SNS の登場に伴い、多くの人が時と場所を選ばず手のひらの上から他人の人格権を侵害する情報を発信し、またそのような情報を閲覧する時代となった。上記の法律改正の動きは、SNS 時代において膨張する表現行為のネガティブな現実の下、表現の自由と人格権との調整を目指す立法上の取り組みである。

2 報道機関と SNS

SNS の発達を意識した取り組みは報道機関にも不可欠である。犯罪報道において実名が報道されると、当該記事は SNS 上を駆け巡り、瞬く間に当該人物が特定され、虚実混交の情報が付加されながら拡散し、辛辣な誹謗中傷に晒される。犯罪報道における実名、匿名の問題は、人権と報道に関する議論の中で古くから存在する論点であるが、SNS 時代の現実を踏まえ

た新たな議論を要する今日的な問題でもある。

2017年10月に発生した座間事件の被害者に関する実名報道（神奈川県座間市のアパートから9名の遺体が見つかった事件で、被害者の遺族の多くは被害者の実名や顔写真の報道をしないよう要請していたが、報道機関は実名報道を行った）に対し大会が2017年12月13日に発出した会長声明では、「ひとたび実名や写真がネット上に流れるや取り返しのつかない事態となりうることに照らせば、被害者の実名報道には殊のほか慎重な検討が求められる」として、SNS 時代の現実を意識した指摘を行っている。

3 報道機関に求められる自律的な取り組み

被疑者、被告人に関する報道にも SNS 時代の現実を意識した検討が必要である。報道時点では違法性のない逮捕報道、判決報道であっても、一定の時間の経過により、被疑者、被告人だった者が新たに形成した平穏な生活を脅かすものとして違法となる可能性がある。一定の時間の経過を経て報道機関が自社のアーカイブから当該記事を削除したとしても、Twitter などの検索機能を有する SNS であれば、当該記事を巡る過去の発信を容易に閲覧することが可能であり、問題の根本的な解決とはならない。

AP 通信は2021年6月、軽微な犯罪に関しては匿名報道とする方針を発表した*2。同通信社は、軽微な犯罪の嫌疑で実名が報道されてしまった人のその後の人生への影響を考慮したと説明している。実名報道を重視する報道機関として踏み込んだ対応といえ、SNS 時代における報道と人権を巡る問題に関する報道機関の自律的な取り組みの一例として注目される。

* 1 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2021_0708/p02-15_ippan.pdf

* 2 : <https://apnews.com/article/crime-technology-df0a7cd66590d9cb29ed1526ec03b58f>